

広島県警察本部告示第13号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定によって、警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習に係る手数料徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年5月27日

広島県警察本部長 則 包 卓 嗣

委 託 し た 者		委 託 期 間
名 称	所 在 地	
一般社団法人広島県警備業協会	広島市中区千田町一丁目5番2号	令和6年6月1日から 令和7年3月31日まで